

# 米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第39回）

## 他国の審査経過を考慮したクレーム解釈

### ～バーコードの解釈～

K-FEE SYSTEM GMBH,  
*Plaintiff-Appellant*

v

NESPRESSO USA, INC.,  
*Defendant-Appellee*

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

## 1. 概要

クレーム解釈にあたってはクレーム文言、明細書、図面及び審査経過を含む内的証拠が利用され、補足的に専門書及び辞書等の外的証拠が利用される<sup>1</sup>。

本事件では、クレームのバーコードの文言解釈が争点となり、連邦地方裁判所は、特許権者が欧州特許庁（EPO）に対してなした陳述によりクレーム範囲を限定解釈し、特許非侵害の判決を下した。

CAFCは、明細書及びEPOに対する主張を総合的に考慮し、限定解釈した地方裁判所の判断を取り消す判決を下した。

## 2. 背景

### (1) 特許の内容

K-FEE SYSTEMは、「識別子を持つポーションカプセル」と称する米国特許第10858176（176特許）を所有している。176特許は2019年8月12日に出願され2020年12月8日に登録された。主張された特許は、コーヒーマシンに関連付けられたデバイスによって読み取られると、カプセルが互換性のないマシンで使用されるのを防ぐことができる情報を表示するコーヒーマシンポーションカプセルについて説明している。

---

1 *Phillips v. AWH Corp.*, 415 F.3d 1303, 1312-17 (Fed. Cir. 2005) (en banc)